

新旧対照表

変更後	変更前
<p>本文</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人<u>技能実習生</u>受入れ特区</p> <p>(略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (3)国際交流の進展 本地域は地理的に東アジアや北方圏に近接し、貿易規模が年々拡大しているほか、姉妹都市提携を通じて人や文化の交流にも積極的で、紋別市では約40年前から留学生の相互交換や市民の相互訪問などで着実に文化交流を積み重ねているほか、オホーツク海を南限とする天与の資源・流水の利用と開発をテーマにした「北方圏国際シンポジウム」も市民の熱意に支えられて平成17年度（平成18年2月）で20年の歴史を記してきた。 これに加え近年は、国際貿易港・紋別港でのロシアとの魚介類貿易が急増しているほか、中国をはじめ東アジア諸国の著しい経済発展と所得向上を背景にして、ホタテ貝やナマコ、サケ等の需要が拡大して輸出数量も増加し、また、東アジア諸国からは農水産物を中心に半製品の輸入も増加しており、国際分業による経済交流も着実に広がっており、産業面での交流も活発化していることから、相互の市場ニーズに応じて技術の<u>技能実習</u>や交流も必要になっている。 本計画区域内では、既に紋別国際交流協同組合（平成13年から）、オホーツク国際人材交流協同組合（平成11年から）及び海外交流事業協同組合（平成13年から）を窓口に、<u>外国人技能実習制度</u>を利用して<u>技能実習生</u>を受け入れ、人材育成と国際交流の促進に寄与、貢献しているが、<u>技能実習</u>期間中は、本邦の文化や歴史、産業などをより深く理解しても</p>	<p>本文</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人<u>研修生</u>受入れ特区</p> <p>(略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (3)国際交流の進展 本地域は地理的に東アジアや北方圏に近接し、貿易規模が年々拡大しているほか、姉妹都市提携を通じて人や文化の交流にも積極的で、紋別市では約40年前から留学生の相互交換や市民の相互訪問などで着実に文化交流を積み重ねているほか、オホーツク海を南限とする天与の資源・流水の利用と開発をテーマにした「北方圏国際シンポジウム」も市民の熱意に支えられて平成17年度（平成18年2月）で20年の歴史を記してきた。 これに加え近年は、国際貿易港・紋別港でのロシアとの魚介類貿易が急増しているほか、中国をはじめ東アジア諸国の著しい経済発展と所得向上を背景にして、ホタテ貝やナマコ、サケ等の需要が拡大して輸出数量も増加し、また、東アジア諸国からは農水産物を中心に半製品の輸入も増加しており、国際分業による経済交流も着実に広がっており、産業面での交流も活発化していることから、相互の市場ニーズに応じて技術の<u>研修</u>や交流も必要になっている。 本計画区域内では、既に紋別国際交流協同組合（平成13年から）、オホーツク国際人材交流協同組合（平成11年から）及び海外交流事業協同組合（平成13年から）を窓口、<u>外国人研修・技能実習制度</u>を利用して<u>研修生</u>を受け入れ、人材育成と国際交流の促進に寄与、貢献しているが、<u>研修</u>期間中は、本邦の文化や歴史、産業などをより深く理解しても</p>

変更後	変更前
<p>らうため、<u>非実技技能実習</u>のほか地域行事やイベントにおける住民交流の機会を積極的に設けるなど、多彩な取り組みを展開している。</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>加工技術の研鑽による国際的な人材育成及び経済、文化の交流促進の観点から、本計画区域内において外国人<u>技能実習生</u>の受入枠が増加することでその実現を可能にする。</p> <p>外国人<u>技能実習生</u>が高度な技術、技能、知識を習得することにより、<u>技能実習生</u>の本国の同種事業の発展と国際的な経済交流が促進されることはもとより、本計画区域内においても異なる文化や習慣を有する人たちの交流を通じて、地域活性化を促進することが期待される。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>本計画で規制の特例措置の適用を受けることで外国人<u>技能実習生</u>の受入枠が拡大し、先進・高度な技術、技能、知識を習得する機会を促進するとともに、習得した成果が<u>技能実習生</u>の本国において活用されることで経済交流を含む国際的な貢献を推進することを目標とする。</p> <p>それとともに、本邦においても<u>技能実習生</u>受入れ企業が現地企業との提携等、新たな事業展開に向けた契機になることが期待されるなど、国際交流の促進を通じて、地域経済や地場産業の活性化にも寄与することを目標とする。</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>本計画区域には、一次産業とこれらの産出物を主要な加工資源とする中小の製造業者が多数集積している。</p> <p>本計画の実施によって、外国人<u>技能実習生</u>の受入れ数が現状よりも約100名程度増加することが見込まれており、特に中国を中心</p>	<p>らうため、<u>非実技研修</u>のほか地域行事やイベントにおける住民交流の機会を積極的に設けるなど、多彩な取り組みを展開している。</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>加工技術の研鑽による国際的な人材育成及び経済、文化の交流促進の観点から、本計画区域内において外国人<u>研修生</u>の受入枠が増加することでその実現を可能にする。</p> <p>外国人<u>研修生</u>が高度な技術、技能、知識を習得することにより、<u>研修生</u>の本国の同種事業の発展と国際的な経済交流が促進されることはもとより、本計画区域内においても異なる文化や習慣を有する人たちの交流を通じて、地域活性化を促進することが期待される。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>本計画で規制の特例措置の適用を受けることで外国人<u>研修生</u>の受入枠が拡大し、先進・高度な技術、技能、知識を習得する機会を促進するとともに、習得した成果が<u>研修生</u>の本国において活用されることで経済交流を含む国際的な貢献を推進することを目標とする。</p> <p>それとともに、本邦においても<u>研修生</u>受入れ企業が現地企業との提携等、新たな事業展開に向けた契機になることが期待されるなど、国際交流の促進を通じて、地域経済や地場産業の活性化にも寄与することを目標とする。</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>本計画区域には、一次産業とこれらの産出物を主要な加工資源とする中小の製造業者が多数集積している。</p> <p>本計画の実施によって、外国人<u>研修生</u>の受入れ数が現状よりも約100名程度増加することが見込まれており、特に中国を中心にし</p>

変更後	変更前
<p>にして東アジア地域との経済的な結びつきの拡大のほか、観光による交流人口の拡大も期待される。また、相互の往来による交流や異文化、習慣等への理解の深まりを背景にして、新たな友好都市関係の提携や促進も期待される。</p> <p>これと併せて、既に述べたように本計画で規制の特例措置の適用を受けることで外国人<u>技能実習生</u>の受入枠が拡大し、先進・高度な技術、技能、知識を習得する機会を促進するとともに、習得した成果が<u>技能実習生</u>の本国において活用されることで経済交流を含む国際的な貢献を推進することを目標とする。</p> <p>8 特定事業の名称 外国人<u>技能実習生</u>受入による人材育成促進事業（506）</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>本計画における特例措置が的確に運用されるよう、地方公共団体でも<u>監理団体（紋別国際交流協同組合・オホーツク国際人材交流協同組合・海外交流事業協同組合・オホーツク国際事業協同組合）</u>との従前以上の綿密な連携のほか、傘下組合員には確実な経営方針と<u>技能実習計画</u>に基づき実行されるよう、直接指導や情報収集・確認を行うことが可能な体制も整えていく。</p> <p>このほか、<u>監理団体</u>と傘下組合員事業所の所在地市町では、引き続き<u>技能実習</u>に際して所管施設の便宜の供与（使用料の減免措置）、講師派遣等の支援を行い、本計画区域内の歴史や文化、産業への理解促進を図っていく。</p> <p>また、地域のイベントや行事で地元住民との交流を促進することや、主要な商業施設や街路、医療機関等を母国語で記載したパンフレットを作成・配布し<u>技能実習生</u>や来訪する</p>	<p>て東アジア地域との経済的な結びつきの拡大のほか、観光による交流人口の拡大も期待される。また、相互の往来による交流や異文化、習慣等への理解の深まりを背景にして、新たな友好都市関係の提携や促進も期待される。</p> <p>これと併せて、既に述べたように本計画で規制の特例措置の適用を受けることで外国人<u>研修生</u>の受入枠が拡大し、先進・高度な技術、技能、知識を習得する機会を促進するとともに、習得した成果が<u>研修生</u>の本国において活用されることで経済交流を含む国際的な貢献を推進することを目標とする。</p> <p>8 特定事業の名称 外国人<u>研修生</u>受入による人材育成促進事業（506）</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>本計画における特例措置が的確に運用されるよう、地方公共団体でも<u>一次受入機関（紋別国際交流協同組合・オホーツク国際人材交流協同組合・海外交流事業協同組合）</u>との従前以上の綿密な連携のほか、傘下組合員には確実な経営方針と<u>研修計画</u>に基づき実行されるよう、直接指導や情報収集・確認を行うことが可能な体制も整えていく。</p> <p>このほか、<u>一時受入機関</u>と傘下組合員事業所の所在地市町では、引き続き<u>研修</u>に際して所管施設の便宜の供与（使用料の減免措置）、講師派遣等の支援を行い、本計画区域内の歴史や文化、産業への理解促進を図っていく。</p> <p>また、地域のイベントや行事で地元住民との交流を促進することや、主要な商業施設や街路、医療機関等を母国語で記載したパンフレットを作成・配布し<u>研修生</u>や来訪する関係者が安定した生活を過ごすことができるよう</p>

変更後	変更前
<p>関係者が安定した生活を過ごすことができるよう配慮していくほか、日常会話力の向上により一段の国際交流を深めるため、講習会等の企画も実施し、会場提供や受講生の周知募集等で便宜を図っていく。</p> <p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 506 外国人<u>技能実習生</u>受入れによる人材育成促進事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 団体監理型による外国人<u>技能実習生</u>を受け入れている事業協同組合及び該当事業協同組合に属する組合員</p> <p>事業協同組合の名称等</p> <p>1. 紋別国際交流事業協同組合 代表者 代表理事 嘉 成 正 己 所在地 北海道紋別市港町5丁目3番4号</p> <p>2. オホーツク国際人材交流協同組合 代表者 代表理事 小 谷 康 一 所在地 北海道紋別郡雄武町字雄武91番地5</p> <p>3. 海外交流事業協同組合 代表者 理事長 佐 藤 博 所在地 札幌市中央区大通西10丁目4番地</p> <p><u>4. オホーツク国際事業協同組合</u> 代表者 代表理事 <u>會 澤 侑 子</u> 所在地 <u>北海道紋別市港町1丁目18番</u></p> <p>(略)</p>	<p>配慮していくほか、日常会話力の向上により一段の国際交流を深めるため、講習会等の企画も実施し、会場提供や受講生の周知募集等で便宜を図っていく。</p> <p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 506 外国人<u>研修生</u>受入れによる人材育成促進事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 団体監理型による外国人<u>研修生</u>を受け入れている事業協同組合及び該当事業協同組合に属する組合員</p> <p>事業協同組合の名称等</p> <p>1. 紋別国際交流事業協同組合 代表者 代表理事 嘉 成 正 己 所在地 北海道紋別市港町5丁目3番4号</p> <p>2. オホーツク国際人材交流協同組合 代表者 代表理事 小 谷 康 一 所在地 北海道紋別郡雄武町字雄武91番地5</p> <p>3. 海外交流事業協同組合 代表者 理事長 佐 藤 博 所在地 札幌市中央区大通西10丁目4番地</p> <p>(略)</p>

変更後	変更前
<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 別表1のとおり</p> <p>(略)</p> <p>(4) 事業により実現される行為 本計画区域内の事業主体のほとんどが該当する従業員数50人以下の中小企業において、外国人<u>技能実習生</u>の受入れ可能人数が3人から6人へと拡大され、国際的な人材育成を促進する観点からより多くの<u>技能実習</u>の機会を提供することが可能になり、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の拡充も図られ、国際貢献がより広範囲に促進、実現される。</p> <p>(5) 特定機関及び関係機関との連絡体制</p> <p>① 特定機関 特定区域内にある<u>監理団体</u>については、直接訪問するなど常に連絡のとれる体制を維持し、区域外の<u>監理団体</u>は、現地での事務監査や指導訪問を徹底させ、その際に情報交換を行なうほか、企業一覧、<u>技能実習予定表</u>、<u>技能実習実施日誌</u>など、<u>技能実習実施状況</u>等の関係書類を定期的に報告させるとともに、特区担当者（連絡員）を決めて、日頃から適切な連絡体制の維持に心がける。 関係法令等の周知徹底も、<u>監理団体</u>については、総会等の機会あるごとに実施し、また<u>監理団体</u>を通じて<u>実習実施機関</u>に対して、適切且つ迅速に周知されるよう指導するとともに、必要に応じて特定企業を直接訪問し、指導等を行なう。</p> <p>② 関係機関 地方入国管理官署や労働基準監督署は特定区域内に常設されていないことか</p>	<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 別表1のとおり</p> <p>(略)</p> <p>(4) 事業により実現される行為 本計画区域内の事業主体のほとんどが該当する従業員数50人以下の中小企業において、外国人<u>研修生</u>の受入れ可能人数が3人から6人へと拡大され、国際的な人材育成を促進する観点からより多くの<u>研修機会</u>を提供することが可能になり、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の拡充も図られ、国際貢献がより広範囲に促進、実現される。</p> <p>(5) 特定機関及び関係機関との連絡体制</p> <p>① 特定機関 特定区域内にある<u>第一次受入れ機関</u>については、直接訪問するなど常に連絡のとれる体制を維持し、区域外の<u>第一次受入れ機関</u>は、現地での事務監査や指導訪問を徹底させ、その際に情報交換を行なうほか、企業一覧、<u>研修予定表</u>、<u>研修実施日誌</u>など、<u>研修実施状況</u>等の関係書類を定期的に報告させるとともに、特区担当者（連絡員）を決めて、日頃から適切な連絡体制の維持に心がける。 関係法令等の周知徹底も、<u>第一次受入れ機関</u>については、総会等の機会あるごとに実施し、また<u>第一次受入れ機関</u>を通じて<u>第二次受入れ機関</u>に対して、適切且つ迅速に周知されるよう指導するとともに、必要に応じて特定企業を直接訪問し、指導等を行なう。</p> <p>② 関係機関 地方入国管理官署や労働基準監督署は特定区域内に常設されていないことか</p>

変更後	変更前
<p>ら、特定機関を通じて必要な情報の提供を受けていたが、近年、全国での問題事例の発生が相次いでいることから、年に数回は訪問し情報の入手や連絡指導等を受けるなど、連絡体制づくりを図る。</p> <p>地元警察署については年2、3回訪問するなどして情報交換を行なっているほか、<u>技能実習</u>時にも協力をいただくなど、円滑な連絡体制にある。</p> <p>また、問題事例発生時には、特定機関から事情を聴取するとともに、直ちに関係機関に連絡をとり指導を仰ぐ。</p>	<p>ら、特定機関を通じて必要な情報の提供を受けていたが、近年、全国での問題事例の発生が相次いでいることから、年に数回は訪問し情報の入手や連絡指導等を受けるなど、連絡体制づくりを図る。</p> <p>地元警察署については年2、3回訪問するなどして情報交換を行なっているほか、<u>研修</u>時にも協力をいただくなど、円滑な連絡体制にある。</p> <p>また、問題事例発生時には、特定機関から事情を聴取するとともに、直ちに関係機関に連絡をとり指導を仰ぐ。</p>
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) 当該特区内に<u>技能実習生</u>を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該集積が当該地域の主たる産業であること</p> <p>特別区域内の主たる産業について、工業統計に基づき製造業の現況を分析したところ、特区内の製造業事業所の総数に占める当該業種の集積割合は四分之三を超え、従業員数、出荷額ではさらに高い割合となっている（別表2）。</p> <p>(2) 上記(1)の業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の<u>技能実習派遣国</u>との当該事業に係る取引額の合計が過去一年間に10億円以上であること</p> <p>特別区域内で食料品製造に関わる全ての特定企業等と<u>技能実習派遣国</u>との取引額を調査した結果は別表3のとおりで、要件である10億円を上回っていることを確認した。このほか木材・木製品製造業の特定企業も大きな実績を有していることを確認し</p>	<p>(1) 当該特区内に<u>研修生</u>を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該集積が当該地域の主たる産業であること</p> <p>特別区域内の主たる産業について、工業統計に基づき製造業の現況を分析したところ、特区内の製造業事業所の総数に占める当該業種の集積割合は四分之三を超え、従業員数、出荷額ではさらに高い割合となっている（別表2）。</p> <p>(2) 上記(1)の業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の<u>研修派遣国</u>との当該事業に係る取引額の合計が過去一年間に10億円以上であること</p> <p>特別区域内で食料品製造に関わる全ての特定企業等と<u>研修派遣国</u>との取引額を調査した結果は別表3のとおりで、要件である10億円を上回っていることを確認した。このほか木材・木製品製造業の特定企業も大きな実績を有していることを確認し</p>

変更後	変更前
<p>た。</p> <p>(3) 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去一年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において習得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること</p> <p>本計画で規制の特例措置の適用を受けようとする<u>特定企業</u>で、平成19年度末までに帰国した研修生等について送り出し機関を通じて確認した結果が別表4であるが過去一年間に研修等を終えて帰国した者のほとんどが、本邦において修得した技術、技能又は知識を活用した業務に従事していることを確認した。</p> <p>なお、平成22年の送り出し機関は<u>中国大連国際合作（集団）股份有限公司、大連万順達国際物流有限公司、大連奔騰経済技術合作有限公司、大連新華国際経済合作有限公司、中智（大連）对外服务有限公司、中国機械設備進出口総公司、山東斯凱特経貿発展有限公司、及び大連獐子島漁業集団股份有限公司の8機関で、平成23年においては新たに中国国際人材交流協会、及び大連通达貸運有限公司の2機関が追加となる予定である。</u></p> <p>(4) 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区の属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること</p> <p>本特別区域内の市町村を管轄する職業安定所（紋別及び北見）の有効求人倍率の推移は別表5のとおりで、北海道全体の同数値を上回っていることを確認した。</p>	<p>た。</p> <p>(3) 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去一年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において習得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること</p> <p>本計画で規制の特例措置の適用を受けようとする<u>特定企業（二次受入機関）</u>で、平成19年度末までに帰国した研修生等について送り出し機関を通じて確認した結果が別表4であるが過去一年間に研修等を終えて帰国した者のほとんどが、本邦において修得した技術、技能又は知識を活用した業務に従事していることを確認した。</p> <p>なお、平成21年の送り出し機関は<u>中国大連国際合作（集団）股份有限公司、大連万順達国際物流有限公司、大連奔騰経済技術合作有限公司、大連新華国際経済合作有限公司、中智（大連）对外服务有限公司、中国機械設備進出口総公司、山東斯凱特経貿発展有限公司、及び大連獐子島漁業集団股份有限公司の8機関で、平成22年においても同様の予定となっている。</u></p> <p>(4) 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区の属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること</p> <p>本特別区域内の市町村を管轄する職業安定所（紋別及び北見）の有効求人倍率の推移は別表5のとおりで、北海道全体の同数値を上回っていることを確認した。</p>